

分野別の目指すまちの姿
検討資料

【子ども・教育分野】

【子ども】

1 市を取り巻く環境変化（国や都の動向）

- 令和2年5月、国は『「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくること』を基本的な目標とする第四次となる少子化対策大綱を閣議決定。
- 令和4年6月、国は児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため児童福祉法等を改正。市町村は「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。
- 令和4年7月、「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会」は、中間評価のなかで、「出生数は過去最少、20代人口は40代人口の3分の2程度、婚姻件数は戦後最少。少子化の進行は社会経済に多大な影響を及ぼす国民共通の困難。「静かなる有事」とも言うべき状況が進行。」「新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育て当事者にも多大な影響を与えており、特に我が国では、若い世代の将来不安などの影響を与えたと考えられる。こうした中、少子化が一層進行していくことが懸念」という少子化の現状認識を示した。
- 令和5年4月には、国のこども施策の総合調整・司令塔機能を担うこども家庭庁が設置される。令和3年12月に閣議決定した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づく動きで、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするとしている。
- こども家庭庁設置法の制定とあわせて、議員立法により社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定める「こども基本法」も可決・成立しており、国は、今後、同法に基づく「こども大綱」（少子社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策を含む）を策定する予定である。

- 令和2年度の厚生労働省の調査では、調査に参加した中学校の46.6%、全日制高校の49.8%にヤングケアラーが「いる」という結果になっている。また、同調査では、「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか」という質問に対し、「いる」と答えた中学2年生は5.7%にのぼり、これは、回答した中学2年生の17人に1人がヤングケアラーだったということになる。

2. 市の現状と取り組み状況

○保育所における待機児童解消や保育の質向上への取り組み

これまで、保育所を新設するなど待機児童対策を推進した結果、未就学児の待機児童数は、令和3年4月時点で12名だったが、令和4年4月時点では4名となり、待機児童解消に向けて大きく前進した。一方で、地域的ミスマッチ等により保育枠の空きが生じており、保育枠の空きに対する取り組みを検討する必要がある。

令和2年度から開始した子育て支援員研修を継続開催するとともに研修修了者に対するフォローアップ研修を実施するなどし、保育の質の向上並びに維持を図った。

また、多摩市保育協議会が実施する研修会に対し補助を行うことで、保育の質の向上及び確保を図るとともに東京都の補助事業である地域における保育力アップ推進事業を活用し、認可保育所だけでなく、認証保育所等認可外保育施設も含め各施設が行う保育内容等を共有することでも、保育の質の向上を図った。

○学童クラブにおける待機児童解消や放課後の子どもの居場所の充実・拡大への取り組み

学童クラブの待機児童数については、令和3年4月に新たに東寺方学童クラブ第三を開設することで、令和3年4月時点の70名から、令和4年4月時点では43名となり、待機児童が27名減少した。しかしながら、地域によっては待機状態が解消していないため、児童館や放課後子ども教室等の放課後の子どもの居場所を充実させ、施設整備以外の方法で改善を図っていく取り組みを検討している。

また、小学校の教室や校庭、体育館を活用した、子どもたちの安全・安心な活動拠点として放課後子ども教室を運営しているが、運営にかかわる地域の担い手が不足していることから、地域に出向き放課後子ども教室事業に参画できる人材を募り、放課後子ども教室の充実・拡大につなげるとともに、未実施校解消に向けて関係機関と協議していく。さらに、事業拡充のため、法人委託等のこれまでとは異なる手法について検討していく。

○虐待防止への取組み

子ども家庭支援センターにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談への対応を行い、各関係機関と連携し総合的に支援をしていくための調整を図っている。啓発講座、動画配信などの取組みにより周知が進み、ここ数年の児童虐待相談対応件数は増加している。

○医療的ケア児への対応

日常生活において、本人や家族と医師・看護師等にしかできない医療的ケアを実施する必要がある児童（医療的ケア児）の受け入れのため、訪問看護ステーションと契約を結び、必要に応じ、保育所や学童クラブへの訪問看護師の派遣を委託している。

○安定した家庭生活に向けた支援、子どもの貧困対策

ひとり親家庭や女性が抱える家計や就労、子どものこと等、幅広い課題に対して専門的な知識と経験に基づくソーシャルワークにより、母子・父子等の自立を支援したほか、乳幼児を養育している方に対する乳幼児医療費助成や私立幼稚園に通う保護者に対する私立幼稚園等園児保護者補助金の支給、家庭の経済的な状況に関わらず児童・生徒が安心して学校生活を送り学習ができるよう就学援助を行う等、安定した家庭生活に向けた支援を実施した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども・誰でも食堂等は食事をする場の提供から、フードパントリーや弁当、食材の宅配支援に変化し、新たな課題やニーズが発生している。家庭などから提供できる食品を集めて、福祉施設などに寄附するフードドライブ事業では、子ども・誰でも食堂の活動を市民に対して積極的に行った結果、多くの市民や事業所等からの寄附支援を得ることができ、事業の充実を図ることで、子どもの貧困対策を推進した。

○地域子育て支援拠点の充実に向けた取組み

親子の交流や相談を行うことができる、子育て支援を行う地域の身近な拠点として、地域子育て支援拠点を設置し、子育て世帯の親子が気軽に立ち寄って過ごせる施設を運営している。

令和4年3月にはパルテノン多摩4階に「こどもひろば OLIVE」を開設し、子育て世帯の居場所の充実を図った。「こどもひろば OLIVE」を含め、子育て支援拠点5か所、出張ひろば5か所の合計10か所で子育て支援を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、出張ひろば事業を実施できていないため、今後の取組方法について

検討を行う必要がある。

○高校生等医療費助成事業

すべての子どもと子育て家庭を支援するために、これまで、中学生までが対象だった医療費助成を、令和5年4月より、高校生等についても所得制限なしで医療費助成の対象とする。

○多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の制定、ひきこもり、ヤングケアラーへの対応

全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することができるまちの実現を目的とし、令和4年4月に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を施行。今後は条例の理念に基づく取組みとして「子どもの権利擁護の仕組み」や「子ども・若者の意見表明の仕組み」を具現化していく。

ひきこもり支援として、生活や仕事に、心配・不安・悩みを抱えている方、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、無料相談窓口の「しごと・くらしサポートステーション」の相談支援員が対応し、世帯の課題解決に向けた支援を行うことで、世代に応じたひきこもり支援の推進を図った。

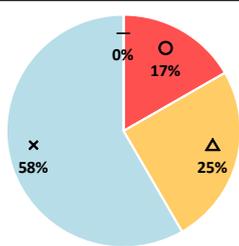
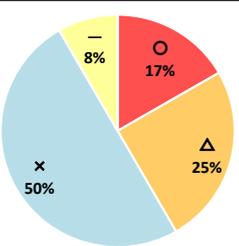
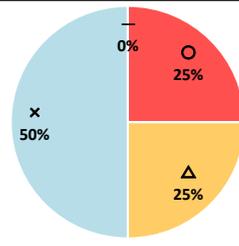
今後引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の状況をみながら、アウトリーチや地域資源の開拓等を進め、自立支援の相談支援を行っていくとともに、ひきこもり支援の具体的体制構築に取り組んでいく。

令和4年度中にヤングケアラーの実態調査を市内の小学5、6年生、市内中学生、市内在住の高校生世代に対し行い、今後の支援策の検討を行う。

3. 取り組み支える組織・活動・仕組み

ファミリーサポートセンター、青少協地区委員会、子ども110番活動、放課後子ども教室、子ども食堂、誰でも食堂 など

4. 第五次総合計画第3期基本計画における指標の状況

指標名	出典	現状値 2017(平成29)年	単位	実績値				目標値 2022(令和4) 年度	目標値 2028(令和 10)年度	達成 状況		
				元年度	2年度	3年度	4年度					
①児童館登録児童数の割合	児童青少年課	60.1	%	55.8	39.8	46.5		65.0	70.0	×		
②青少協地区委員会活動への青少年参加者数	児童青少年課	20,481	人	16,198	1,713	3,986		20,800	21,300	×		
③児童虐待の相談・通告先を「知っている」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査 (子ども家庭支援センター)	—	%	35.4	—	37.2		20.0	40.0	○		
①子ども・子育て支援法に基づく指導検査の実施率	子ども・子育て支援法に基づく指導検査 (子育て支援課)	0.0	%	0.0	0.0	0.0		60.0	100.0	×		
②子育てひろば事業(地域子育て支援拠点)への利用者数	子ども家庭支援センター	94,005	人	87,127	64,885	76,520		115,000	115,000	×		
③認可保育所の待機率(0-2才児)	子育て支援課	5.9	%	2.7	0.0	0.0		0.0	0.0	○		
④学童クラブの待機児童数	児童青少年課	80	人	96	70	43		0	0	△		
①ファミリー・サポート・センターの利用・提供会員数	子ども家庭支援センター	1,305	人	1,385	1,386	1,406		1,500	1,800	△		
②子ども110番避難所協力者数(個人、事業所の合計)	児童青少年課	3,446	人	3,419	3,390	3,373		3,580	3,800	×		
③放課後子ども教室への参加児童数	児童青少年課	33,791	人	26,265	185	3,582		34,800	36,000	×		
①若者のひきこもり相談件数	児童青少年課 (～令和元年度) 福祉総務課 (令和2年度～)	5	件/年	20	19	9		43	43	△		
②他支援機関につながった割合(他機関につながった数/相談件数) ※ 令和2年度以降は、「しごと・くらしサポートステーションでの相談から必要な支援につながっている割合(つながっている数/相談件数)」	児童青少年課 (～令和元年度) 福祉総務課 (令和2年度～)	0	%	30.0	42.1	33.3		15.0	20.0	○		
		令和元年度		令和2年度		令和3年度						
												

【教育】

1 市を取り巻く環境変化（国や都の動向）

- 国が推進している GIGA スクール構想については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、その動きが加速化し、「R4 全国学力・学習状況調査結果」では、1人1台端末を授業で活用している学校の割合（小学校・都道府県別）では、ほぼ毎日」の全国平均が 55.4%（東京都は 73.5%）となっている。
- 平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成 29 年 4 月 1 日より施行された。
- 令和 3 年 4 月 1 日、Society5.0 時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げる公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が施行された。
- 令和 4 年 1 1 月、国は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)」を公表。この中で、『部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要』との考え方を示している。

2. 市の現状と取り組み状況

<学び>

○ ESD・子どもみらい会議

各中学校区において ESD を通して育成する資質・能力の段階表を作成し、義務教育 9 年間で育む資質・能力を明確にして、総合的な学習の時間を中心とし、SDGs を踏まえた ESD を充実・発展している。また、年度ごとに 3 中学校区（小・中学校 9 校）を ESD 推進校として指定し、小中連携した取り組みを行っている。各校の取り組み内容は、「多摩市子どもみらい会議」において他校や保護者・地域等へ発信するとともに、「E

SD実践事例集」や啓発用チラシの「多摩っ子 ESD」を作成し、教員のみならず市民にも周知した。

○英語教育（ALT、英語4技能スコア型テスト、オンライン英会話）

「日本一英語を話すことができる児童・生徒の育成」をスローガンに、英語による発信力とコミュニケーション能力の向上を図るため、中学校では「オンライン英会話」と「英語4技能スコア型テスト」を実施している。タブレット端末を活用した「話す力」を伸ばすプログラムのアプリケーション導入に向けたモデル校事業を行い、令和4年度以降の全校実施に向けた準備を進めてきた。

○情報教育（プログラミング、E-sports）

ICT担当者連絡協議会を通じて、プログラミング教育に関する小・中学校の取り組み等の情報共有を行うとともに、学校間・教員間で授業に差が生じないために「プログラミング教育パッケージプラン」を作成した。また、一人一台タブレット端末を効果的に活用した事例を全校に共有し、タブレット端末を活用した対話的な授業やプレゼンテーションを行う授業など、学習の基盤となる情報活用能力の育成に図った。

○ユネスコスクール

ユネスコの理念を学校現場で実践するユネスコスクールとして、各校がESDを推進していくために、国内外の学校との交流の仕方やESDの進め方など、管理職・教員の理解を深めるとともに、新任・転任の管理職・教員対象の実践的な研修を計画的に実施している。

<こころ>

○道徳

学校の実態に応じて重点に指導する内容項目を設定し、教科書等を効果的に活用した「考え、議論する道徳」の授業と「認め励ます」学習評価を通して、道徳科を要とした豊かな心の育成を推進してきた。また、教育委員会で作成した道徳リーフレットの配布や道徳授業地区公開講座を通して、家庭や地域とともに、児童・生徒のよりよく生きるための基盤となる道徳性を養う取り組みを行っている。

○いじめ・不登校対策と相談（教育センター、スクールカウンセラー）

児童・生徒のいじめに関する理解を深めるために、道徳科を中心としたいじめに関する授業（年3回）の実施や、「いじめ防止リーフレット」の活用、ふれあい月間（年2回）にていじめ防止強化に取り組むとともに、いじめのアンケート調査や心理検査（Q Uテスト）の実施を通じて現状把握に努めている。また、いじめ防止に向けた取組みを市内で共有するため、毎月の生活指導主任会等において情報共有と実践報告や事例研修を継続的に実施している。

不登校総合対策に基づく取組みを行うほか、不登校生徒に配慮した特別な教育課程を実施する中学校不登校特例校の開設に向けて開設時期や場所、特別な教育課程等の再検討、環境の整備や関係機関等との調整を進めた。不登校児童・生徒への支援として、各小・中学校は、オンラインでの授業配信等、ICTを活用した学習支援に取り組み、eラーニングについても適応教室通室者のみならず不登校が長期化している児童・生徒にも対象を広げ、学習機会の確保と学習の保障ができるよう支援した。

いじめ、不登校など、生活指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカー2名体制やスクールカウンセラー、ピアティーチャー等を活用し、課題を抱える児童・生徒に寄り添い、心の安定を図れるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を組織的に行った。

<からだ>

○プール指導の試行

急激な地球温暖化の進行による熱中症等の健康被害の危険性の高まりや天候に左右される屋外プールの特性により、学校での水泳指導において学習内容が十分に実施できない状況が続いていることから、市内の屋内プール3施設を活用した水泳授業を令和3年度は市内小学校3校で試行実施し、令和4年度から市内小学校全校で実施している。

○食育

市内学校での特別活動や生活科等における食育授業において、栄養のバランスや病気の予防、食品ロス等をテーマにして、担任教諭と栄養教諭、又は学校給食センター栄養士によるティーム・ティーチングを行っている。また、各校から1名選任する食育リーダーを対象とした連絡会を年1回実施し、各校の特色ある食育の取組みや、ESDとの関連を図った食育の取組みに関しての情報共有を行い、食育の推進に向けた相互啓発に取り組んでいる。年11回発行する「給食だより」や「きゅうしょくメモカレンダー」

ー」等の学校給食センターからの発行物や、公式ホームページなどを活用し、学校給食や食に関する情報提供にも取り組んでいる。

○体力向上

地域のスポーツ資源（国土舘大学、東京ヴェルディ、地域のスポーツ団体等）を教育活動に積極的に活用するとともに、各校の教員1名が参加する「健康教育・体力向上推進委員会」を開催し、体力向上に向けた各校の取組みの情報交換や、体力向上に成果があった実践を共有し、体育授業や体力向上の取組みの充実を図った。また、各校において、オリンピック・パラリンピック教育を推進し、オリンピックやパラリンピックのほか、アスリートを講師に招へいした授業を実施し、児童・生徒にスポーツに親しむ多様な学びの機会を提供した。

<環境づくり>

○学校施設・設備

計画的な学校施設の改修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などからスケジュールを見直して2年遅らせて実施するとともに、令和9年度までにトイレの洋式化率を80%とするために改修を進めている。また、良好な学習環境の整備にあたり気候の変動対応として特別教室及び中学校体育館へのエアコン導入を令和3年度までに完了した。

○ICT 機器の更新

G I G Aスクール構想に則り、1人1台のタブレット端末や高速大容量ネットワーク、大型提示装置の整備を令和2年度に行い、必要な時にICTを活用し、個別最適化された学びと協働的な学びができる環境を整えた。また、整備したICT機器・環境を適切に管理するとともに、教育用ICT機器を効果的に活用してもらうための支援（ICT支援員の派遣・効果的な取組みの周知）を実施した。

児童・生徒の個人情報を守るため、令和2年度に更新したセキュリティシステムを、セキュリティレベルを落とすことなく運用するとともに、教職員が使用する校務支援システムを令和4年度に更新する。

○特別支援教育推進計画

令和3年度から「第二次多摩市特別支援教育推進計画」がスタートし、これに基づき、就学相談や転学相談など保護者の相談に、特別支援教育マネジメントチームが教職経

験者の 所員と公認心理師の専門性を活かして適切に対応している。一人ひとりの子どもに合った就学及び転学先の決定に向けた支援を行うとともに、適応等の課題の早期解決に向けた取組みを行っている。

○登下校環境

全小学校を対象に、PTA、自治会、老人会、防犯協会、交通安全協会等による通学時の見守り活動を支援するために、横断旗やベストなどの必要な消耗品を支給するほか、各学校で行われている見守り活動の事例を、「つうがくろだより」を通じてPTA等に紹介している。

○医療的ケア児

医療的ケアが必要な児童・生徒が通常の学級で学びができるように令和4年度から看護師派遣を行っている。

3. 取り組みを支える組織・活動・仕組み

地域未来塾、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部など

4. 第五次総合計画第3期基本計画における指標の状況

施策	指標名	出典	現況値 2017(平成29)年度	単位	実績値				目標値 2022(令和4) 年度	目標値 2028(令和 10)年度	達成 状況			
					元年度	2年度	3年度	4年度						
A2-1	①全国学力・学習状況調査(算数・数学)における「知識」に関する問題の平均正答率	全国学力・学習状況調査 (教育指導課)	69.0 (全国平均 66.0 +3ポイント)	%	72.2 (全国平均 70.1ポイント)	—	78.3 (全国平均 74.1ポイント)	—	全国平均 +3ポイント	全国平均 +4ポイント	○			
			80.0 (全国平均 81.0 -1ポイント)	%	72.2 (全国平均 71.3ポイント)	—	70.7 (全国平均 65.6ポイント)	—	全国平均 ±0ポイント	全国平均 +2ポイント	○			
	②GTEC(スコア型英語4技能検定)における「話すこと(Speaking)」の平均スコア(中3)	ベネッセコーポレーション「GTEC(スコア型英語4技能検定)」 (教育指導課)	61.6	—	—	—	—	63.0	65.0	△				
	116.3 (平成30年度)	—	110.8	105.2	105	—	112.0	115.0	×					
A2-2	①全国学力・学習状況調査(質問紙調査)における「いじめはイヤ」と回答した割合	全国学力・学習状況調査 (教育指導課)	80.0	%	84.0	—	84.0	—	100	100	△			
			68.5	%	72.3	—	76.9	—	100	100	△			
	②全国学力・学習状況調査(質問紙調査)における「自分にはよいところがあると思う」と肯定的回答をした割合	全国学力・学習状況調査 (教育指導課)	77.4 (全国平均 80.6 -3.2ポイント)	%	82.7 (全国平均 81.2ポイント)	—	79.8 (全国平均 76.9ポイント)	—	全国平均 ±0ポイント	全国平均 +2ポイント	○			
			70.0 (全国平均 70.7 -0.7ポイント)	%	69.6 (全国平均 74.1ポイント)	—	74.3 (全国平均 76.2ポイント)	—	全国平均 +2ポイント	全国平均 +3ポイント	×			
	③不登校児童・生徒のうち、学校の教員以外の支援がある児童・生徒の割合	児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (教育指導課)	48.3	%	68.0	67.0	55.5	—	100	100	△			
			55.7	%	37.4	47.7	28.6	—	100	100	×			
A2-3	①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における「運動やスポーツをすることが好き」と回答した割合	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (教育指導課)	男:76.2	%	71.6	—	70.3	—	男:78.0	男:80.0	×			
			女:63.5	%	55.1	—	62.2	—	女:65.0	女:67.0	×			
			男:64.2	%	64.5	—	67.2	—	男:66.0	男:68.0	○			
			女:56.7	%	53.2	—	56.9	—	女:58.0	女:60.0	△			
	②全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の平均値	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (教育指導課)	男:55.0	%	53.4	—	52.4	—	男:56.5	男:58.0	×			
			女:56.6	%	55.1	—	54.2	—	女:57.5	女:58.5	×			
			男:41.5	%	41.4	—	40.3	—	男:44.0	男:47.0	×			
			女:51.1	%	51.5	—	48.5	—	女:53.0	女:55.0	×			
③学校管理下においてアレルギー症状が発症した場合の適切に対処した割合	学校支援課	100.0	%	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	○				
A2-4	①市内小・中学校における地域学校協働本部への移行校数	多摩市教育委員会調査 (教育指導課)	0	校	4	9	17	—	全校	全校	○			
			0	校	1	6	9	—	全校	全校	○			
	②市内小・中学校におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置校数	多摩市教育委員会調査 (教育指導課)	0	校	0	2	11	—	全校	全校	△			
			0	校	1	5	9	—	全校	全校	○			
	③市立小・中学校の全トイレの洋式化率	東京都・トイレの洋式化状況調査 (教育振興課)	51.2	%	65.6	65.6	72.1	—	70.0	80.0	○			
	④授業中にICTを活用して指導する能力	文部科学省調査(学校における教育の情報化の実態に関する調査「教員のICT活用指導力の状況」結果)を元に多摩市教育委員会で集計 (教育指導課)	72.7	%	70.6	73.0	82.9	—	80.0	85.0	○			
			令和元年度				令和2年度				令和3年度			
			